

# IFRS解釈指針委員会ニュース

2014年11月11日に開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」）の会議において、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。また、2014年10月及び11月に開催された国際会計基準審議会（以下「IASB」）の会議において、IFRS-ICの提案等に基づいて審議が行われた。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点のステータスを「論点サマリー」にまとめている。なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において、引き続き議論される予定である。



## 【要約】

- 会計基準の限定的改訂に関しては、2014年11月に公開草案が公表された。2014年10月のIASB会議において、最終基準書の公表に向けて2つの論点について再審議が行われた。
- IFRSの年次改善に関しては、2014年11月のIFRS-IC会議において、2014-2016年サイクルに含まれている2つの論点について審議が行われた。
- 2014年11月のIFRS-IC会議において、4件のアジェンダ却下通知が確定し、11件のアジェンダ却下通知案が公表された。
- 上記の他に、2014年11月のIFRS-IC会議において、6つの論点について議論が行われたが、重要な決定には至らなかった。

コメント期間が終了した他の2つの公開草案については、2014年10月のIASB会議で次のように再審議され、最終基準書が2014年12月末までに公表される予定である。また、強制適用日は2016年1月1日とすることが暫定的に決定され、早期適用も認められる予定である。

- 公開草案「投資企業：連結の例外規定の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」
  - 公開草案の提案どおり、投資企業の会計処理に基づき、ある投資企業が子会社を公正価値で測定している場合であっても、その投資会社の子会社は、IFRS第10号第4項(a)の連結財務諸表作成の免除規定をその子会社に適用できると暫定的に決定した。
  - 公開草案の提案どおり、投資企業である親会社は、投資企業である投資関連サービスを提供する子会社を公正価値で測定することを暫定的に決定した。
  - 投資企業である持分法適用被投資会社によるその子会社への公正価値測定は、報告企業が投資企業でない場合も、連結財務諸表での引継ぎを認めることを暫定的に決定した。
- 公開草案「開示の取組み(IAS第1号の改訂案)」
  - 本公開草案に含まれている、IFRS-ICにおいて議論された持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示に関する論点については、公開草案の提案どおり進めることが決定された。

なお、2014年11月のIASB会議において、公開草案「開示の取組み(IAS第1号の改訂案)」の移行規定に関する付随論点について再審議が行われた（詳細は「[論点サマリー：会計基準の限定的改訂－公開草案公表済](#)」を参照）。

## 【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度の高い、必要不可欠な会計基準の改訂を取り扱っている。

### ■ 会計基準の限定的改訂－公開草案公表済

2014年11月25日に公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」が公表された。コメント期限は2015年3月25日である（詳細は[IFRSニュースフラッシュ](#)を参照）。

上記の公開草案のほか、現在4つの公開草案が公表されており、以下の2つの公開草案はコメント期間中である。

- 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」
- 公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」

## ■ 会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定

上記の公開草案に加えて、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の限定的改訂に関する公開草案の公表が予定されているが、2014年11月のIFRS-IC会議及び2014年10月及び11月のIASB会議では特に審議は行われていない(詳細は「[論点サマリー:会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定](#)」を参照)。

## 【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改訂を約1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。現在、進行中のものは次のとおりである(詳細は「[論点サマリー:IFRSの年次改善\(2014–2016年サイクル\)](#)」を参照)。

サイクル	公開草案	最終基準書
2014–2016年	2015年4月–6月 公表予定	未定

2014年11月のIFRS-IC会議において、IAS第19号「従業員給付」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に関する以下の2つの年次改善案について審議が行われた。

### ■ 【IAS第19号】制度改訂または縮小が生じた場合の再測定

IFRS-ICは、今後公開予定の、IAS第19号の確定給付制度の再測定の規定を修正する公開草案の中で、制度改訂または縮小が生じた場合のみを扱い、重要な市場変動があった場合の再測定については扱わないことを暫定的に決定した。

### ■ 【IAS第28号】投資先の公正価値測定

ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業に例外的に認められる公正価値評価について、企業が会計方針として選択するものか、または会社ごとに評価することが可能か審議された。

## 【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2014年11月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第12号「他の企業への関与の開示」、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」及びIAS第39号「金融商品:認識及び測定」に関する4件のアジェンダ却下通知を確定した。

また、IAS第10号「連結財務諸表」、IAS第11号「共同支配の取決め」、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に関する

11件のアジェンダ却下通知案を公表した。この11件のアジェンダ却下通知案のうち、7件は2013年11月から議論されたIFRS第11号に関する適用上の論点に関するものである。コメント期限は2015年1月20日である(詳細は「[論点サマリー:アジェンダ却下通知](#)」を参照)。

## 【その他の論点等】

2014年11月のIFRS-IC会議において、「今後の取扱いを検討中」の論点として、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」、IAS第2号「棚卸資産」、IAS第12号「法人所得税」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第21号「外国為替レートの変動の影響」及びIAS第32号「金融商品:表示」に関する、以下の6つの論点について審議が行われた(詳細は「[論点サマリー:その他の論点](#)」を参照)。

### ■ 【IFRS第5号】範囲及び表示の規定に関する論点

支配を喪失した子会社を売却目的保有に分類すべきか否かについて審議したもの、将来のIFRS-IC会議において他の論点と合わせて引き続き審議する予定である。

### ■ 【IAS第2号】棚卸資産に関する長期供給契約

原材料の購入の際、事前に支払いを行った場合、支払額には貨幣の時間価値が考慮され、結果として通常の取引価格とは異なるケースがある。そのような差異についてどのように会計処理するかを審議したが、将来のIFRS-IC会議において引き続き審議する予定である。

### ■ 【IAS第12号】税務上のポジションに不確定要素がある場合の当期税金の測定

IFRS-ICは、税務上のポジションに不確定要素がある場合の当期税金の測定について、解釈指針を開発することを暫定的に決定した。将来のIFRS-IC会議において解釈指針案について議論する予定である。

### ■ 【IAS第16号】有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理

この論点をアジェンダに追加し、将来のIFRS-IC会議において他の論点とともに引き続き議論する予定である。

### ■ 【IAS第21号】外貨建て収益取引

この論点をアジェンダに追加し、将来のIFRS-IC会議において引き続き議論する予定である。

### ■ 【IAS第32号】銀行の財務諸表における自行発行プリペイドカードに関する負債の分類

銀行が有効期限のない返金不能なプリペイドカードを発行した場合、貸方は金融負債と考えるか、または非金融負債と考えるかについて審議したが、将来のIFRS-IC会議において引き続き審議する予定である。

## 【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中の会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表済</b>			◆ 2014年10月及び11月のIASB会議における審議
公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」 <sup>1)</sup>	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	<p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定における権利確定条件の影響</li> <li>● 純額決済の特性を有する株式に基づく報酬取引の分類</li> <li>● 現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引への分類変更となる条件変更の会計処理</li> </ul>	<p>◆ 【再審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2015年3月25日</p>
公開草案「投資企業：連結の例外規定の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」(2014年6月公表) <sup>2)</sup>	IFRS第10号 「連結財務諸表」  IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	<p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 投資企業である親会社の投資企業ではない子会社が、他の会社の親会社でもある場合の、連結財務諸表の作成に関する免除規定の適用</li> <li>● 親会社の投資活動に関連するサービスを提供する子会社の取扱い</li> <li>● 投資企業ではない投資者による投資企業である投資先に対する持分法の適用</li> </ul>	<p>◆ 【再審議の状況】 2014年10月のIASB会議において再審議が行われた。公開草案の提案どおり、投資企業の会計処理に基づき、ある投資企業が子会社を公正価値で測定している場合であっても、その投資会社の子会社は、IFRS第10号第4項(a)の連結財務諸表作成の免除規定をその子会社に適用できると暫定的に決定した。また、公開草案の提案どおり、投資企業である親会社は、投資企業である投資関連サービスを提供する子会社を公正価値測定することを暫定的に決定した。投資企業である持分法適用被投資会社によるその子会社への公正価値測定は、報告企業が投資企業でない場合も、連結財務諸表での引継ぎを認めることが暫定的に決定した。 【最終基準書公表予定】 2014年10月－12月</p>
ネット・エクスポージャーで管理される金融資産及び金融負債のグループの公正価値測定の例外規定(公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」) <sup>3)</sup>	IFRS第13号 「公正価値測定」	公開草案において、相場価格のある金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、ネット・エクspoージャーで管理している金融商品のグループは、ネット・エクspoージャーに相場価格を乗じたものを公正価値として測定することが提案されている。	<p>◆ 【再審議の状況】 公開草案公表中 【コメント期限】 2015年1月16日</p>

1 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「株式に基づく報酬の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」を公表を参照

2 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「投資企業：連結の例外規定の適用(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」を公表を参照

3 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表済(続き)</b>			
持分法で会計処理する投資から生じるその他の包括利益の項目の表示 (公開草案「開示の取組み(IAS第1号の改訂案)」に含まれている) <sup>4</sup>	IAS第1号 「財務諸表の表示」	公開草案において、IAS第1号第82A項を改訂し、持分法を適用する関連会社及び共同支配企業から生じるその他の包括利益の持分相当額を、当期純利益にリサイクルされる項目とリサイクルされない項目に区別して、それぞれ単一の項目として集約して表示することが提案されている。	<p>◆ 【再審議の状況】 2014年9月のIASB会議から再審議が行われている。2014年10月のIASB会議では、公開草案の提案どおり進めることが決定された。強制適用日は、2016年1月1日と決定され、早期適用も認められる予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】 2014年12月</p>
公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識(IAS第12号の改訂案)」 <sup>5</sup>	IAS第12号 「法人所得税」	公開草案において、繰延税金資産の認識の判断を行う際検討する将来の課税所得の範囲を明確にし、公正価値で測定される負債性金融商品に未実現損失が生じている場合の繰延税金資産の認識方法について、設例を追加することが提案されている。	<p>【再審議の状況】 公開草案公表中</p> <p>【コメント期限】 2014年12月18日</p>
<b>会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定</b>			
負債の分類	IAS第1号 「財務諸表の表示」	IFRSの年次改善において、企業が既存の融資枠に基づいて債務の借換えまたはロールオーバーを予定しており、かつその裁量がある場合に、その負債を非流動に分類する(IAS第1号第74項)のは、同一の貸手であり、かつ同一または類似する条件により借換えまたはロールオーバーするケースに限定されることが提案された。この公開草案に対して寄せられたコメント等を踏まえ、負債の流動・非流動の一般的なアプローチを検討する。	<p>【審議の状況】 2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案に関して寄せられたコメントを踏まえ、IFRSの年次改善(2010-2012年サイクル)の公開草案における提案を確定すべきではないことに同意し、2013年3月のIASB会議において承認された。2013年10月のIASB会議において、負債を非流動に分類するにあたり、報告日以後12ヶ月以内に決済する必要がないことが契約書に記載されていなければならないこと等について、暫定的に合意された。2014年3月のIASB会議において、2013年10月の決定について再確認が行われた。一部を除き、2013年10月の暫定合意に基づいて公開草案を作成する予定である。2014年9月のIASB会議において移行規定等に関する審議及び最終確認手続が行われた。</p> <p>【公開草案公表予定】 2014年10月-12月</p>

4 詳細は、[IFRSニュースラッシュ:IASB、公開草案「開示イニシアティブ\(IAS第1号の改訂案\)」を公表を参照](#)

5 詳細は、[IFRSニュースラッシュ:IASB、公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識\(IAS第12号の改訂案\)」を公表を参照](#)

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定(続き)</b>			
企業とその関連会社または共同支配企業との間で行われた取引から生じる利得または損失の消去	IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業とのダウンストリーム取引において、利得の金額がその関連会社または共同支配企業に対する投資額を超える場合の相殺消去方法(投資額を限度とすべきか／利得の全額を消去する場合、何と相殺消去すべきか)を明確化する。	<p><b>【審議の状況】</b> 2013年3月及び5月のIFRS-IC会議において審議が行われ、利得の全額を相殺消去し、投資額を超える利得の金額を繰延収益として認識することが提案された。2013年7月のIASB会議において、この提案はIASBにより承認された。また、2014年1月のIASB会議において、公開草案の公表に向けて最終確認手続が行われた。</p> <p><b>【公開草案公表予定】</b> 2014年10月－12月</p>
公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」とIAS第28号第31項との不整合	IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	2013年7月のIFRS-IC会議において、公開草案「投資者とその関連会社または共同支配企業との間の資産の売却または拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂案)」における提案を確定すべきであると決定されたが、IAS第28号第31項はこの提案と整合していないため、同項を削除すべきか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2014年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第28号第31項は公表予定の改訂(及び現行の規定)と整合していないため削除することを決定したが、2014年2月及び3月のIASB会議において、IAS第28号第31項を削除せず、資産の拠出と交換に関連会社または共同支配企業から受け取った資産に係る利得または損失を、関連のない投資者による持分の範囲内で認識するよう、IAS第28号第31項を改訂することが決定された。なお、IASBは、上記の企業とその関連会社または共同支配企業との間で行われた取引から生じる利得または損失の消去に関する公開草案に、この提案を含める予定である。</p> <p><b>【公開草案公表予定】</b> 2014年10月－12月</p>
<b>IFRSの年次改善(2014–2016年サイクル)</b>			 <b>2014年11月のIFRS-IC会議における審議</b> <b>【公開草案公表予定】</b> 2015年4月－6月
短期的な免除規定の削除	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	<p>以下の短期的な免除規定について、不要となったときに削除することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS第1号E3項－E7項における免除規定(2016年7月1日以降に開始する会計年度から適用される予定)</li> <li>● IFRSの年次改善(2012–2014年サイクル)において提案されているIFRS第7号「金融商品：表示」の改訂に関する免除規定(2018年1月1日以降に開始する会計年度から適用される予定)</li> </ul>	<p><b>【審議の状況】</b> 2013年12月のIASB会議において審議が行われ、左記のとおり改訂を行うことが決定された。2014年7月のIASB会議において、IASBは、2013–2015年サイクルを中止し、本改訂案を2014–2016年サイクルに含めることを決定した。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>IFRSの年次改善(2014–2016年サイクル)(続き)</b>			
制度改訂または縮小が生じた場合の再測定	IAS第19号 「従業員給付」	<p>制度改訂または縮小が生じた場合の、その後の期間における利息純額及び勤務費用の算定に関する以下の2つの論点を、どのように取り扱うべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再測定した確定給付負債の純額に基づいて利息純額を算定すべきか。</li> <li>● 制度改訂または縮小による影響を反映した数理計算上の仮定に基づいて、利息純額及び勤務費用を算定すべきか。</li> </ul>	 <b>【審議の状況】</b> 2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、左記の論点について審議した結果、重要な制度改訂または縮小が生じた場合、その後の期間における利息純額及び勤務費用を算定するにあたり、確定給付負債の純額に関する重要な変更を考慮するとともに、アップデートした数理計算上の仮定を使用することを明確化する改訂を行うことを決定した。2014年7月のIFRS-IC会議における審議に基づいてIFRS-ICは、本改訂案の一部を修正したうえで、IFRSの年次改善としてIASBに提案する予定である。なお、2014年11月にIFRS-ICは、重要な市場変動が生じた場合の再測定については改訂の対象に含めないことを暫定的に決定した。
投資先の公正価値測定	IAS第28号 「関連会社または共同支配企業に対する投資」	IAS第28号18項において、ベンチャーキャピタル等が有する関連会社または共同支配企業の評価に例外的に公正価値評価が認められるが、そのような評価は企業が会計方針として選択するものか、または関連会社/共同支配企業ごとに評価することが可能か。	 <b>【審議の状況】</b> 2014年11月のIFRS-IC会議において、公正価値評価は関連会社または共同支配企業ごとに評価することが可能であることを暫定的に決定した。このことを明確にするため、IFRSの年次改善としてIASBに提案する予定である。
<b>アジェンダ却下通知</b>			
オペレーティング・リースの借手による、組成された企業の支配	IFRS第10号 「連結財務諸表」	単一の資産を単一の借手にリースする(IFAS第17号のオペレーティング・リースに該当する)ために組成された企業を設立する場合、借手はその組成された企業を支配し、連結することになるかについて議論した。	 <b>確定</b>  <b>公表中</b>  <b>新規公表</b> <b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS第10号のパワーの評価に与えるリースの影響を評価する際、事実と状況の慎重な検討が必要になる。また、個別の事案に対する助言を与えることはIFRS-ICの役割ではなく、重要な実務のばらつきも生じていないものと考えられるため、この論点をアジェンダに追加しない。 <b>【コメント期限】</b> 2015年1月20日
劣後する債権者による、組成された企業の支配	IFRS第10号 「連結財務諸表」	単一の資産を単一の借手にリースする(IFAS第17号のファイナンス・リースに該当する)ために設立され、優先する債権者と劣後する債権者が融資する組成された企業を、特定の当事者が支配することになるかについて議論した。	 <b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS第10号のパワーの評価に与えるリースの影響を評価する際、事実と状況の慎重な検討が必要になる。また、個別の事案に対する助言を与えることはIFRS-ICの役割ではなく、重要な実務のばらつきも生じていないものと考えられるため、この論点をアジェンダに追加しない。 <b>【コメント期限】</b> 2015年1月20日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>アジェンダ却下通知(続き)</b>			
共同支配の取決めの分類:「その他の事実及び状況」の評価	IFRS第11号 「共同支配の取決め」	<p>「その他の事実及び状況」を検討するにあたり、以下の2つの論点について議論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同支配の取決めが別個のビークルを通じて組成された場合に、特定の事実及び状況が権利及び義務を生じさせる方法と理由。</li> <li>● 「経済的実質」の影響</li> </ul>	<p>▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS-ICは、別個のビークルを通じて組成された共同支配の取決めが、その他の事実及び状況を検討した結果として共同支配事業に分類されるためには、共同支配の取決めへの各当事者が、取決めの資産の経済的便益に対する権利及び義務を有し、かつ、各当事者が法的・推定的債務に基づいて現金を取決めに拠出し、それが使用されることで共同支配の取決めの負債が継続的に決済されることを証明する必要があると指摘した。</li> <li>● IFRS-ICは、経済的実質(IFRS第11号BC43項)に関連して、その他の事実及び状況の検討は、共同支配の取決めの各当事者が別個のビークルの活動に密接に関連しているかのテストではなく、その他の事実及び状況が別個のビークルの法的形式によって各当事者に帰属する権利及び義務を覆すか否かのテストであると指摘した。</li> </ul> <p>【コメント期限】2015年1月20日</p>
共同支配の取決めの分類:特定の事例に対する「その他の事実及び状況」の適用	IFRS第11号 「共同支配の取決め」	<p>「その他の事実及び状況」を検討するにあたり、以下の4つの論点を特定の事例に適用した場合の影響について議論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同支配の取決めの産出物を市場価格で販売する場合、共同支配事業への分類を妨げるか</li> <li>● 第三者からの融資がある場合、共同支配事業への分類を妨げるか</li> <li>● 産出物の性質(代替可能か特注品か)</li> <li>● 実質的にすべての産出物を決定するための基礎(量か金額か)</li> </ul>	<p>▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS-ICは、各当事者への市場価格での産出物の販売が共同支配事業への分類を妨げるわけではなく、その販売から得るキャッシュ・フローが、共同支配の取決めの負債の決済に継続的に十分か否かを判断する必要があると指摘した。</li> <li>● 各当事者の産出物の売却から得るキャッシュ・フローが、外部からの融資の返済に充てられる場合、当該融資が単独で共同支配の取決めの分類には影響しない。</li> <li>● 産出物が代替可能か特注品かは、共同支配の取決めの分類には影響しない。</li> <li>● 実質的にすべての産出物であるか否かを決定するための基礎として、物理的な量ではなく貨幣価値を用いるべきであると指摘した。</li> </ul> <p>【コメント期限】2015年1月20日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>アジェンダ却下通知(続き)</b>			
共同支配の取決めの分類:類似した同様の特徴を有しながら、分類が異なる共同支配の取決めの検討	IFRS第11号「共同支配の取決め」	類似した特徴を有する2つの共同支配の取決めについて、一方が別個のビークルを通じて組成され、他方がそうでない場合、前者はIFRS第11号の判定基準に従って共同支配事業または共同支配企業のいずれかに分類されるが、後者は常に共同支配事業とされるため、分類が異なる可能性がある。	▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、類似した特徴を有する共同支配の取決めが、共同支配の取決めが別個のビークルを通じて組成されるか否かによって分類が異なるとしても、経済的実質の概念には反しないと指摘した。 【コメント期限】2015年1月20日
共同支配事業者の会計処理:共同支配事業者の収益認識	IFRS第11号「共同支配の取決め」	共同支配事業者は、共同支配事業の産出物の売却による収益に対する持分を認識する(IFRS第11号第20項(d))。ここで、共同支配事業が別個のビークルを通じて組成され、各当事者がすべての産出物を購入することなどから共同試合事業に分類された場合でも、共同支配事業者は、産出物の売却による収益に対する持分を認識するか。	▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、共同支配事業が産出物を第三者に販売した場合にのみ、共同支配事業者は収益を認識すると指摘した。このケースにおける「第三者」には、共同支配事業への他の参加者を含まない。 【コメント期限】2015年1月20日
共同支配事業者の会計処理:共同支配事業者の産出物に対する持分割合が共同支配事業に対する所有者の持分割合と異なる場合の会計処理	IFRS第11号「共同支配の取決め」	共同支配事業からの産出物の購入に割合が共同支配事業に対する所有割合と異なる場合、どのように会計処理すべきか。	▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、産出物に対する取得割合が所有者の持分割合と異なる理由を検討し、会計処理を決定すべきであると指摘した。 【コメント期限】2015年1月20日
共同支配事業者の会計処理:共同支配事業者の個別財務諸表における会計処理	IFRS第11号「共同支配の取決め」	共同支配事業が別個のビークルを通じて組成されている場合、共同支配事業者は個別財務諸表上、共同支配事業の資産と負債に対する持分をどのように会計処理すべきか。	▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、既存のIFRSの規定はすでに十分なガイダンスを提供しており、特に、IFRS第11号は共同支配事業者に対し、事業体(共同支配事業)が有する資産の持分及び事業体が負う負債の持分である、権利及び義務を会計処理することを求めていると指摘した。したがって、個別財務諸表上も連結財務諸表上も、別個のビークルに対する持分(shareholding)を追加認識しない。 【コメント期限】2015年1月20日
共同支配事業の会計処理:共同支配事業が別個のビークルを通じて組成される場合の、共同支配事業自身の財務諸表における会計処理	IFRS第11号「共同支配の取決め」	共同支配事業が別個のビークルを通じて組成される場合、その共同支配事業自身の財務諸表においてどのように会計処理すべきか。	▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】IFRS-ICは、共同支配事業自身の財務諸表にはIFRS第11号を適用せず、他の関連する基準書を適用する(IFRS第11号は共同支配事業者にのみ適用される)と指摘した。ただし、共同支配事業(別個のビークル)の資産及び負債を特定するにあたり、(これらの資産及び負債に関連する)共同支配事業者の権利及び義務が、どのように共同支配事業の資産・負債に影響するかを考慮する必要がある。IFRSの既存の規定はすでに十分なガイダンスを提供していることから、本論点をアジェンダに追加しない。 【コメント期限】2015年1月20日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>アジェンダ却下通知(続き)</b>			
重要な共同支配企業及び関連会社に関する要約財務諸表の開示	IFRS第12号「他の企業への関与の開示」	IFRS第12号第4号及びB2項—B6項における集約に関する規定を踏まえ、第21項(b)(ii)に基づいて重要な共同支配企業及び関連会社に関する要約財務諸表をどのように開示すべきか。また、重要な共同支配企業または関連会社が上場会社であり、その共同支配企業または関連会社の財務諸表が公表されるまで法規制により開示が制限されている場合、IFRS第12号第21項(b)(ii)における開示は免除されるか。	<span style="color: #0070C0;">●</span> <b>【IFRS-ICの決定】</b> IFRS第12号第21項(b)(ii)を適用する際に、重要な共同支配企業及び関連会社の要約財務諸表を個別に開示すべきである。重要な共同支配企業または関連会社が上場会社であり、その共同支配企業または関連会社の財務諸表が公表されるまで法規制により開示が制限されている場合、IFRS第12号第21項(b)(ii)における開示を免除する規定はない。
重要性のある非支配持分がある子会社及び重要な共同支配企業または関連会社の開示	IFRS第12号「他の企業への関与の開示」	IFRS第12号第12項(e)–(g)において、重要な非支配持分を有する子会社の要約財務情報等の開示が要求されているが、その財務情報は子会社単体を対象とすべきか、または、孫会社等が存在する場合、孫会社まで含めた連結(サブグループ)ベースを対象とすべきか。なお、この論点は、重要な共同支配企業または関連会社に係る要約財務情報の開示に関しても同様である。	<span style="color: #A52A2A;">■</span> <b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRS第12号第10項により、重要性は、報告企業の連結財務諸表に基づいて判定されるべきである。この判定において、子会社の定性的情報(子会社の性質)及び定量的情報(子会社の規模)が考慮される。 IFRS第12号第12項(e)–(g)が求める開示については、IFRS第12号第10項の開示目的を最も反映するアプローチを適用し、その判断は、重要な非支配持分を有する子会社またはサブグループごとに行うべきである。また、第12項(g)が求める開示については、サブグループ内取引を消去するものの、サブグループ(または子会社単体)と他のサブグループ(または他の子会社単体)との間で行われる取引は消去しない。 重要な共同支配企業または関連会社の要約財務情報に関する開示は、IFRS第12号第21項(b)(ii)に従い、それぞれ連結財務諸表に基づいて行うべきである。 <b>【コメント期限】</b> 2014年11月25日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>アジェンダ却下通知(続き)</b>			
第三者と合意された価格を用いる場合の公正価値ヒエラルキー	IFRS第13号 「公正価値測定」	第三者と合意された価格が用いられた負債性金融商品の価格について、公正価値ヒエラルキー上、レベル1のインプットとして取り扱うべきか、またはレベル2／レベル3のインプットとして取り扱うべきか。	<span style="color: #800000;">■</span> 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS第13号では、評価技法ではなく、インプットが調整された価格であるか否かに基づいて公正価値ヒエラルキーが判断される。したがって、第三者が提供した価格に基づく公正価値測定が、企業が測定日においてアクセス可能な活発な市場における同等の金融商品の無調整の相場価格のみに基づいている場合は、レベル1に分類される。 <span style="color: #0070C0;">■</span> 【コメント期限】 2014年11月25日
コア・インベントリー	IAS第2号 「棚卸資産」  IAS第16号 「有形固定資産」	コア・インベントリーを棚卸資産とすべきか、または有形固定資産として会計処理すべきか。	<span style="color: #800000;">●</span> 【IFRS-ICの決定】 2014年3月のIFRS-IC会議において、この論点をアジェンダに追加した。その後、解釈指針の公表に向けて検討を進めたが、業界によってコア・インベントリーに該当するもの及びその取扱いが異なり得ること等を理由に解釈指針の公表を中止し、この論点をアジェンダから除外することを決定した。
関連会社投資に関する繰延税金を測定するための税率の選定	IAS第12号 「法人所得税」	関連会社投資に関する一時差異に関して、解消方法が不明確な場合(配当により解消するのか、第三者へ売却することにより解消するのか、または当該関連会社の清算等により解消するのか不明確)、どのように繰延税金資産・負債を計算するか。	<span style="color: #800000;">▲</span> 【IFRS-ICの暫定的決定】 IAS第12号51号では、資産及び負債の帳簿価額の回収または決済を行おうとしている方法(一時差異が解消される方法)により、繰延税金資産・負債を計算することが明確にされており、また、実務における不統一も生じていないため、この論点をアジェンダに追加しない。 <span style="color: #0070C0;">■</span> 【コメント期限】 2015年1月20日
確定給付制度で保有される長寿スワップは、制度資産の一部として公正価値測定されるか、または適格保険証券とされるか	IAS第19号 「従業員給付」	確定給付制度で保有される長寿スワップは、単一項目として制度資産の一部に含め、公正価値測定されるか、または固定支払部分と変動受取部分を2つの構成要素に分け、受取部分を適格保険証券として会計処理するか。	<span style="color: #800000;">▲</span> 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICでは、長寿スワップは広く用いられていないと考えられるが、実務においては単一項目として、制度資産に含めて公正価値測定されていると指摘した。 <span style="color: #0070C0;">■</span> 【コメント期限】 2015年1月20日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>アジェンダ却下通知(続き)</b>			
外国為替に関する制限及び超インフレ	IAS第21号 「外国為替レート変動の影響」	超インフレ経済国であるベネズエラでは、外国為替に厳しい制限が設定されていることに加え、超インフレを反映しない複数の公式為替レートが存在する。このため、ベネズエラにおける在外営業活動体の財務諸表を換算し連結する際に、どの為替レートを用いるべきか。また、長期的に外国為替取引が行われない場合は、どの為替レートを用いるべきか。	<span style="color: #0070C0;">●</span> 【IFRS-ICの決定】複数の為替レートが存在する場合、実務ではIAS第21号第26項におけるガイダンスが準用されている。IAS第21号において長期的に外国為替取引が行われない場合の取扱いは特に定められていないが、外国為替管理の影響が重要な場合、以下において開示する必要があると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な会計方針及び判断に関する開示 (IAS第1号第117項—第124項)</li> <li>● 見積の不確実性の発生要因に関する開示 (IAS第1号第125項—第133項)</li> <li>● グループ会社、関連会社及び共同支配企業の資産へのアクセスまたは利用及び負債の決済を行う能力に関する重要な制限がある場合の開示 (IFRS第12号第10項、第13項、第20項、第22項)</li> </ul>
ファンドに対するファンドマネジャーの重要な影響力	IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	ファンドに対して投資しているファンドマネジャーが、IFRS第10号において代理人であると判断された場合、そのファンドに対して重要な影響力を有するか否かを判定すべきか。また、その判定はどのように行うべきか。	<span style="color: #A52A2A;">■</span> 【IFRS-ICの暫定的決定】ファンドマネジャーが重要な影響力を有するか否かを判定すべきである。ただし、IAS第28号は、このような判定に際し、ファンドマネジャーが他人に代わって、または他人のために行う財務的及び経営的意思決定を考慮すべきかについては触れていないことを踏まえ、この論点は、持分法会計に係る包括的プロジェクトの中で議論すべきであるとIASBに提案する予定である。 <b>【コメント期限】</b> 2014年11月25日
ホスト契約における組込為替デリバティブの会計処理	IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	あるライセンス契約に組み込まれた為替デリバティブが通常用いられる通貨建てでホスト契約の経済的特徴と密接に関連していると考えるか、またはホスト契約から区分して会計処理すべきか。	<span style="color: #A52A2A;">■</span> 【IFRS-ICの暫定的決定】ある通貨が、通常用いられる通貨であるか否かの分析は、入手可能な証憑に基づいて、特定の地域ではなく、世界レベルで行うべきである。 <b>【コメント期限】</b> 2014年11月25日
資本性金融商品の交換による保有者の会計処理	IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	法改正により、中央銀行が発行した当初の資本性金融商品を、当初と異なる条件の新しい資本性金融商品に交換する場合、保有者はIAS第39号に従って当初の資本性金融商品の認識を中止し、新しい資本性金融商品を認識すべきか。	<span style="color: #0070C0;">●</span> 【IFRS-ICの決定】左記の取引は個別性の高い取引であり、また実務上保有者の会計処理にばらつきが生じていないため、この論点をアジェンダに追加すべきではない。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>アジェンダ却下通知(続き)</b>			
製造関連有形固定資産に課される賦課金	IFRIC解釈指針第21号「賦課金」	<p>製造関連有形固定資産に課される賦課金から生じるコスト(借方)はどのように会計処理すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理コストとして発生時に費用として処理する。</li> <li>● 製造固定費として棚卸資産の原価に含める。</li> </ul>	<p><b>【IFRS-ICの暫定的決定】</b> IFRIC解釈指針第21号の審議過程において、賦課金に関する借方の会計処理に関する一般原則については合意には至らなかったため、IFRIC解釈指針第21号は、その点については定めていない。また、IFRS-ICは、個別のケースに関してガイダンスを提供することは効果的ではないと判断した。ただし、左記のような賦課金に係る借方の会計処理は、費用収益の対応原則や資産の定義に関連するため、IFRS-ICは概念フレームワークに指摘する予定である。</p> <p><b>【コメント期限】</b> 2014年11月25日</p>
<b>他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)</b>			
共同支配事業に対する支配の取得	IFRS第3号「企業結合」	共同支配事業の支配を取得した際に、支配を取得する前から保有しているその共同支配事業の資産及び負債に対する持分を、公正価値で再評価すべきか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2013年9月のIFRS-IC会議において審議を行った結果、個別のプロジェクトではなく、他の共同支配の取決めに関する論点とともに取り扱うことを決定した(以下のIFRS第11号「共同支配の取決め」に関する適用上の論点を参照)。</p>
事業結合における非支配持分の強制取得	IFRS第3号「企業結合」	取得企業がある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取申出について負債を認識すべきか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議における議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取申出はNCIプットと経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。</p>
処分グループの減損	IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループの帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値との差額がその処分グループ中の非流動資産の帳簿価額を上回る場合に、減損損失をいくら計上すべきか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2013年9月及び2014年9月のIFRS-IC会議において審議した結果、この論点はより広範なプロジェクトとして検討すべきであると指摘した。今後の会議において、最近提出されたIFRS第5号に関するその他の論点を取り上げたうえで、今後の進め方について検討する予定である。</p>
処分グループにおいて認識したのれんに関連する減損損失の戻入れ	IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	処分グループに含まれているのれんに関する減損損失の戻入れは可能か。	<p><b>【審議の状況】</b> 2013年9月及び2014年9月のIFRS-IC会議において審議した結果、この論点はより広範なプロジェクトとして検討すべきであると指摘した。今後の会議において、最近提出されたIFRS第5号に関するその他の論点を取り上げたうえで、今後の進め方について検討する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b>			
範囲及び表示の規定に関する論点	IFRS第5号 「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	<p>以下の3つの論点について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配を喪失した子会社を売却目的保有に分類すべきか。</li> <li>● 処分グループが金融商品から構成されている場合(またはほぼ構成されている場合)、IFRS第5号を適用すべきか。</li> <li>● 非継続事業を表示するにあたり、「主要な事業分野」という概念をどのように適用すべきか。</li> </ul>	 <b>【審議の状況】</b> 2014年11月のIFRS-IC会議において、支配を喪失した子会社を売却目的保有に分類すべきか否かについて審議したもの、将来のIFRS-IC会議においてその他の論点と引き続き審議する予定である。
棚卸資産に関する長期供給契約	IAS第2号 「棚卸資産」	原材料の購入の際、事前に支払いを行った場合、その支払額には貨幣の時間価値が考慮され、結果として通常の取引価格とは異なるケースがあり、そのような差異についてどのように会計処理するか。	 <b>【審議の状況】</b> 2012年1月のIFRS-IC会議及び2012年2月のIASB会議において審議が行われ、実務上のばらつきに対処するために解釈指針を公表することが決定されたが、収益認識プロジェクトを踏まえて検討する予定であるため、このプロジェクトを保留した。2014年11月のIFRS-IC会議において、IFRS第15号においても重要な金利要素については区分して会計処理することは明確であるが、棚卸資産に関する長期供給契約についてどのような要因により通常の取引価格と差額が発生するかアウトリーチを実施することが決定された。
会計方針の変更と会計上の見積りの変更	IAS第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	IAS第8号において、会計方針の変更と会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。	<b>【審議の状況】</b> 2013年11月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案が提案された。2014年3月のIFRS-IC会議において再審議が行われ、IFRS-ICは、見積り方法の変更が生じ得る状況についての追加ガイドンスが有用であると指摘した。2014年9月のIASB会議において、IFRS-ICの提案に基づいて審議が行われた結果、開示の取組みの一環としてこの論点を検討することが決定された。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b>			
税務上のポジションに不確定要素がある場合の当期税金の測定	IAS第12号 「法人所得税」	<p>税務調査による追徴税額を法令に基づき直ちに納税する必要があるものの、会社が不服申立てを行う予定である場合、既支払額に係る資産の認識要件としては、IAS第12号の「可能性が高い(probable)」を参照すべきか、IAS第37号の「ほぼ確実(virtually certain)」を参照すべきか。</p> <p>また、税務上のポジションに不確定要素にある場合の当期税金をどのように測定するか。</p>	 <b>【審議の状況】</b> IFRS-ICは、2014年1月に公表したアジェンダ却下通知案に対して寄せられたコメントに基づいて2014年5月及び7月のIFRS-IC会議において再審議した。その結果、認識については、2014年7月のIFRS-IC会議においてアジェンダ却下通知を確定させた。また、測定については、2014年9月のIFRS-IC会議において、範囲及び会計単位等を明確にしたうえで、更なる分析と検討を進めることとされ、2014年11月のIFRS-IC会議において、最頻値法または期待値法を用いて測定を行うことが暫定的に決定された。FASBのスタッフにも状況を確認して、解釈指針を開発する予定である。
有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払い	IAS第16号 「有形固定資産」  IAS第38号 「無形資産」	有形固定資産及び無形資産の個別取得に関する変動支払いをどのように会計処理すべきか。	<b>【審議の状況】</b> IFRS-ICは2011年11月から検討を開始し、議論を重ねた結果、2013年7月のIASB会議において、リース及び概念フレームワークの一部と関連しているため、2013年5月公表の公開草案「リース」 <sup>6</sup> に関する再審議後に再検討することを決定した。2014年7月のIFRS-IC会議において、この論点の進捗について確認が行われた。リースの再審議が終了してから、この論点の審議を再開する予定である。
有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理	IAS第16号 「有形固定資産」	<p>有形固定資産の試運転時に製造した製品の販売から得られる正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を以下のいずれかの方法により会計処理すべきか。また、開示を強化すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当期純利益に含めて認識する。</li> <li>● 有形固定資産の原価に含めて認識する。</li> </ul>	 <b>【審議の状況】</b> 2014年7月のIFRS-IC会議で審議した結果、アジェンダ却下通知案を公表した。寄せられたコメントに基づいて、再審議した結果、アジェンダに追加し、今後のIFRS-IC会議において、以下の論点について検討する予定である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産はどの時点で使用可能か</li> <li>● どのコストが試運転コストに該当するか</li> <li>● 試運転コストを上回る収入の取扱い</li> <li>● 試運転以外の活動から生じる収入の取扱い</li> <li>● 資産から控除する収入の開示</li> <li>● 受け取った収入とIFRS第15号の適用</li> </ul>

6 詳細は、IFRSニュースラッシュ:IASB、公開草案「リース」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b>			
外貨建て収益取引	IAS第21号 「外国為替レートの変動の影響」	返還不能な前受金がある場合を含めて、外貨建て収益取引は、どの為替レートで換算すべきか。	 <b>【審議の状況】</b> 2014年1月のIFRS-IC会議において、この論点をアジェンダに追加し、IAS第21号第22項の解釈として、取引日を特定するためのガイダンスの公表に向けて、将来のIFRS-IC会議において引き続き議論する予定である。
銀行の財務諸表における自行発行プリペイドカードに関する負債の分類	IAS第32号 「金融商品：表示」	銀行が有効期限のない返金不能なプリペイドカードを発行した場合、貸方は金融負債と考えるか、または非金融負債と考えるか。	 <b>【審議の状況】</b> 銀行が有効期限のない返金不能なプリペイドカードを発行した場合、金融負債の定義を満たすため、IAS第9号(IAS第39号)に従って処理することが確認された。ただし、非金融機関がロイヤリティ・プログラムやプリペイドカードを発行するケースを検討するため、更なる分析を行うようスタッフに指示した。
非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)	IAS第32号 「金融商品：表示」	連結財務諸表上、非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)を、どのように会計処理すべきか。	<b>【審議の状況】</b> 2012年6月にIFRIC解釈指針案「非支配持分に対する売建プット・オプション」が公表されたが、寄せられたコメントを踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様に純額ベースの公正価値で測定すべきであると決定し、2013年3月のIASB会議において提案した結果、IASBが引き続き検討する予定である。
負の利回りを有する金融商品から生じる収益及び費用の包括利益計算書上の表示	IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	負の利回りを有する金融商品から生じる収益及び費用は、包括利益計算書においてどのように表示すべきか。	<b>【審議の状況】</b> 2012年9月のIFRS-IC会議において審議が行われ、アジェンダ却下通知案が公表されたが、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的改訂案」に関する再審議が完了するまでは、アジェンダ却下通知の確定を行わないことを決定した。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
<b>その他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)(続き)</b>			
建物の物理的特徴を欠くように見える構築物の会計処理	IAS第40号 「投資不動産」	建物の物理的特徴を欠くように見える構築物(例:電波塔)を投資不動産として会計処理すべきか。	<p><b>【審議の状況】</b> 2013年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、2013年5月公表の公開草案「リース」における不動産の定義がIAS第40号における定義に基づいているため、公開草案とIAS第40号のそれぞれの観点から検討する必要があると指摘した。その後のリースに関するIASBの暫定合意を踏まえ、この論点の方向性を見直すこととされた。2014年7月のIASB会議において、IASBはこの論点(特に、論点の範囲)に関する予備的調査を行うようスタッフに指示した。</p>
独立した受託者が管理する確定給付制度からの返還の利用可能性	IFRIC解釈指針第14号「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	<p>以下の状況において確定給付制度が独立した受託者に管理されている場合、事業主は制度の積立超過の返還を受領する無条件な権利を有するか否か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託者が事業主から独立しており、制度加入者のために行動している場合</li> <li>● 受託者が制度に積立超過がある場合の利用方法(加入者への給付の増加や年金保険購入による制度の終了、またはその双方)に関する決定権を有している場合(なお、報告期間の末日において、この権利が未行使である)</li> <li>● 将来勤務に対して発生する給付がない制度(すなわち、将来掛金の減額という形での経済的便益はない)</li> </ul>	<p><b>【審議の状況】</b> 2014年5月、7月のIFRS-IC会議の審議を経た後、2014年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IFRIC解釈指針第14号を改訂し、次の点などを明確化することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者(受託者等)が積立超過を加入者への給付の増加等の目的で一方的に使用できる場合、使用可能額については資産として認識できない。この場合、受託者が増額の決定をした時点で過去勤務費用が費用に認識され、確定給付資産の上限の影響額(戻入益)がその他の包括利益に認識される。</li> <li>● 年金保険を購入する権利は、IFRIC解釈指針第14号における制度を終了する権利には該当しない。</li> <li>● 受託者が制度を終了する一方的な権利を有する場合、IFRIC解釈指針第14号第11項(b)のシナリオを適用できない。</li> </ul>

## 編集・発行

**有限責任 あずさ監査法人**  
**IFRSアドバイザリー室**  
azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[www.kpmg.com/jp/ifrs/](http://www.kpmg.com/jp/ifrs/)

あずさ監査法人では、2014年11月のIFRS解釈指針委員会の会議概要に関するオンライン解説「IFRS-IC会議速報」を作成中です。後日、IFRSサイトに掲載する予定です。